

令和 5年度

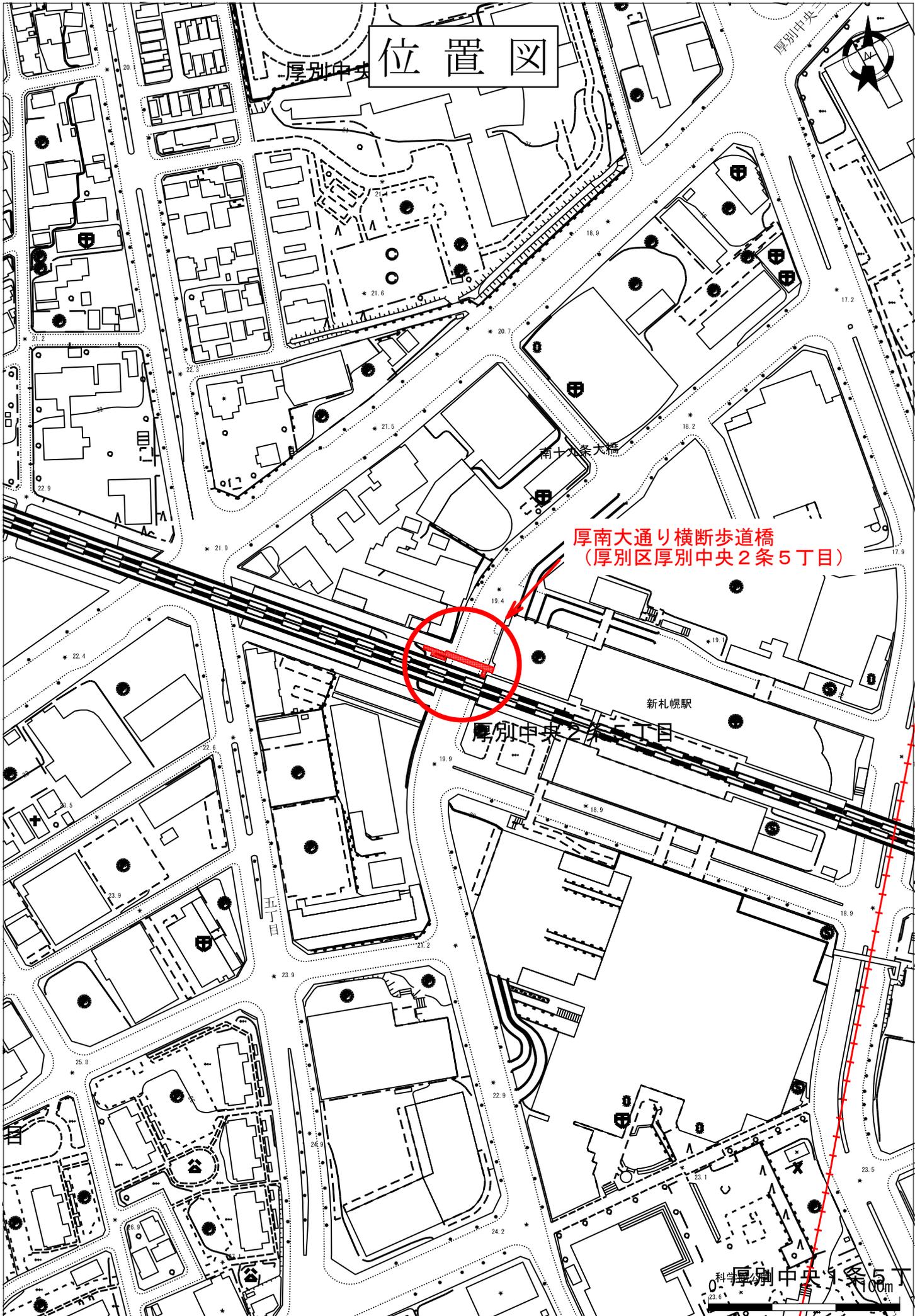
業務設計書（公示用）

業務名： 厚南大通り横断歩道橋ほか1橋補修検討業務

令和 5年 6月 単価適用

建設局 土木部 道路維持課 計画係

位置図



厚南大通り横断歩道橋
(厚別区厚別中央2条5丁目)

厚別中央2条5丁目

新札幌駅

厚別中央9条5丁目
0 10 20 30 40 50m

位置図



宮の森小学校前歩道橋
(中央区宮の森4条6丁目)

()	業務名	厚南大通り横断歩道橋ほか1橋補修検討業務
-----	-----	----------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要

補修工法検討：一式（検討対象歩道橋数：2 橋）
塗装有害物質含有量試験：一式（対象箇所数：2 箇所）

2. 場所 別紙位置図による

3. 期間 契約書に示す着手の日から令和 6年 1月19日までとする。

4. 図面 なし

5. 仕様書 札幌市横断歩道橋補修計画、横断歩道橋定期点検要領、その他関係資料並びに特記仕様書によること。

6. 特記仕様書 別添のとおり。

厚南大通り横断歩道橋ほか1橋補修検討業務 特記仕様書

1. 総則

本仕様書は、札幌市が実施する横断歩道橋の「厚南大通り横断歩道橋ほか1橋補修検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。なお、本業務は、本仕様書によるほか10. その他関連資料等に準拠し、またその他関係諸法規を順守して行なうものとする。

2. 業務の目的

本業務は、札幌市横断歩道橋補修計画に基づく補修工事の実設計業務を発注するために、近接目視による定期点検結果及び現地踏査を基に補修工法を選定し、概算工事費等を算出することを目的とする。

対象横断歩道橋は、厚南大通り横断歩道橋、宮の森小学校前歩道橋の2橋である。

3. 主任設計者・照査技術者

受託者は、設計業務における主任設計者及び照査技術者を定め、委託者に通知しなければならない。

本業務の主任設計者及び照査技術者は、どちらとも下記の資格要件（I）を満たす者とする。

資格要件	技術士（建設部門－鋼構造及びコンクリート、総合技術管理部門－建設－鋼構造及びコンクリート）、RCCM（鋼構造及びコンクリート）のいずれかの資格保有者。
------	---

主任設計者は、契約図書に基づき設計業務に関する技術上の管理を行なうものとする。また屋外における設計業務に際しては、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずる者を含む。）に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行なうとともに、設計業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

照査技術者は、設計図書に定める又は担当職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行なうとともに、成果の内容については、受託者の責において照査技術者自身による照査を行なわなければならない。

なお、主任設計者と照査技術者の兼任は不可とする。

4. 再委託の禁止

受託者は、本業務における主たる部分を再委託してはならない。主たる部分とは下記にあげるようなものをいう。

- (1) 総合的設計計画、業務遂行管理
- (2) 現地踏査及びデータ解析
- (3) 手法の決定及び技術的判断
- (4) 報告書のとりまとめ

5. 設計等項目及び方法

(1) 補修工法検討

① 設計計画

(設計計画)

業務の目的・主旨を把握したうえで特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果物の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制(緊急時含む)等の事項について業務計画書(照査計画書を含む)を作成し提出する。

(設計条件の確認)

特記仕様書や台帳に示された横断歩道橋の諸条件や維持管理区分等の基本条件を確認し、当該設計用に整理する。

(補修工法の選定)

横断歩道橋の構造、環境条件、過年度の点検結果や現地踏査等、その他の条件を勘案し、札幌市横断歩道橋補修計画に基づき、各補修検討項目について構造特性、施工性(施工の安全性、難易性、確実性)、経済性、耐久性等、総合的な観点から特徴や課題を整理し、評価を加えて補修工法の選定を行う。

② 現地踏査

現地踏査を行い当該業務の調査等に係る条件の確認を行うとともに、工事実施の際の施工条件の確認を行う。また、貸与する過年度の点検・調査結果との比較を行い、損傷の状況等を把握する。

③ 設計図

横断歩道橋一般図を作成し、跨道状況、施工条件等を記入する。また、損傷状況を把握し、数量を算出するための損傷図を作成する。最終的に決定した補修工法については、補修一般図を作成し、位置及び内容を整理する。

④ 概算工事費算出

補修案に対し概算数量を算出し、概算工事費を算定する。また、補修工事に伴う概略の施工計画を立案し、工程表について整理を行うこと。その際、同時に行うことが可能な工種等を整理し、極力最短の工程表とすること。

⑤ 照査

下記に示す事項を標準として照査を行う。

- a) 基本条件の決定、現地状況の妥当性
- b) 一般図の適切性、近接施設、施工条件
- c) 補修方針、手法の適切性
- d) 概略施工計画の妥当性の確認
- e) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性

⑥報告書作成

設計業務の成果として、設計業務概要書（ダイジェスト版）、設計図面（損傷図・補修一般図）、数量計算書、概算工事費、概略工程表、施工計画書、現地踏査結果等について作成を行う。これに加え、補修工法比較案に関する検討結果として、実施設計が必要となる補修工法一覧表の作成を行う。一覧表には一般図、技術的特徴、課題を列記し、比較案の評価および最適補修案を明示する。

また、実施設計の必要項目及び申し送り事項を整理する。

報告書とは別に道路標識等が添架されている場合、交通管理者と協議するための資料という事を踏まえ一覧表を作成すること。

(2)打合せ

業務における打合せは、初回・中間3回・最終の計5回とする。

- ・初回：着手打合せ
- ・中1：現地調査計画について
- ・中2：現地調査結果及び各検討の方向性について
- ・中3：補修工法の選定について
- ・最終：成果品（案）について

(3)関係機関打合せ協議

次年度以降に予定されている実施設計及び補修工事について、関係機関毎に対象横断歩道橋位置図一覧を作成し、一般的な実施設計項目及び補修工事内容を取りまとめ、事前協議資料を作成する。

関係機関協議先は、交通管理者、道路管理者等を想定している。

(4)一般調査

①塗膜調査

分析試験の基準

本業務において、調査対象とする化学物質の判定方法は以下とする。

- 1) 鉛含有量試験（対象施設：厚南大通り横断歩道橋）
 - ・ JIS K 5674
- 2) クロム含有量試験（対象施設：厚南大通り横断歩道橋）
 - ・ JIS K 5674
- 3) アスベスト分析（定性）（対象施設：厚南大通り横断歩道橋、宮の森小学校前歩道橋）
 - ・ JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2

6. 成果品

以下の成果品を納品すること。

- (1) 報告書（業務概要版、業務報告書） 1部（横断歩道橋ごとに冊子を分けること）
- (2) 電子データ（CD-R等） 2部（横断歩道橋ごとに分けること）
- (3) その他、業務担当者が必要と認めたもの

7. 交通誘導警備員について

- ・本業務対象施設の一部では、公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に関わる現地踏査を行うため、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者を配置すること。

資 格	確 認 資 料
交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書（写し）

- ・交通誘導警備員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1級又は2級検定合格警備員を1人以上とすること。
- ・交通誘導警備員としての資格等を確認出来る資料を提出すること。
- ・「公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線」については、北海道警察本部ホームページによる。

http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/koutu_keibigyou/koutu_keibi.html

8. その他

- ・本業務を進めるにあたり、札幌市横断歩道橋補修計画を参考に検討を行うこととする。ただし、近年の補修技術の進歩を考慮し、本橋の長寿命化に資すると考えられる工法について、最新の知見を反映すること。
- ・本業務の実施にあたり、新技術・新材料等について活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに努めること。
- ・業務内容について、不明な点、疑義が生じた場合や現地調査・試験結果により、追加検討・調査の必要性が生じた場合は、直ちに監督員と協議すること。追加検討・調査等については、先送りすることなく、本業務内で完了させなければならない。
- ・本業務で知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。
- ・受託者は、本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う際には、【別記】「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- ・調査時間は、周辺環境及び交通量等を勘案し、原則昼間作業にて実施すること。また、使用する全車両が一定時間停車する場合にはアイドリングストップを励行する等、排気ガスによる環境負荷低減に努めるよう作業従事者に徹底すること。
- ・交通規制等を伴う場合は、交通管理者との協議のうえ道路使用許可を取得し、それに定められた通りの時間内にて作業を完遂すること。また保安施設の設置についても、上記同様、事前に交通管理者の道路使用許可を受け、交通状況に応じた適切な配置を行ない安全管理に努めること。

9. 環境負荷低減への取組み

- ・本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- ・両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- ・自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- ・業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

10. その他関連資料

- 1) 札幌市横断歩道橋補修計画 令和4年10月
(URL ; http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/doroi_ji/)
- 2) 横断歩道橋定期点検要領 平成31年2月 国道交通省道路局
- 3) 札幌市橋梁定期点検要領 令和2年2月 札幌市建設局土木部道路維持課
- 4) 札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市土木工事共通仕様書、土木工事標準設計図集、歩道施工ガイドライン
- 5) 橋梁における第三者被害予防措置要領(案) 平成28年12月 国土交通省
- 6) 北海道における鋼道路橋の設計および施工指針
平成24年1月 北海道土木技術会鋼道路橋研究委員会
- 7) 道路設計要領 社)北海道開発技術センター
- 8) 社)日本道路協会発行の各種基準、示方書、指針、便覧、等
- 9) 社)日本建設機械化協会、社)日本橋梁建設協会等で発行する図書

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー等にに基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。